

環境保全型農業を実践する エコファーマーの認定を受けたい

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者が、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者の愛称です。

環境にやさしい農業定着促進事業

○持続性の高い生産方式とは？

農業が有する自然循環機能を生かし、環境と調和した持続的な農業をめざすため、(A)土づくりに関する技術、(B)化学肥料低減技術、(C)化学農薬低減技術の3つの技術を一体的に導入する生産方式です。

宮城県では、65品目の農産物について「宮城県における持続性の高い農業生産方式導入指針」を策定してエコファーマーの取組を支援しています。

○エコファーマーになるためには

導入しようとする作物の導入指針を参考に、下記のA、B、Cに該当する技術を各々1つ以上選択し、導入計画（目標5年後）を作成します。

導入計画の作成や申請に必要な土壌診断などは、農業改良普及センターにご相談ください。

A 土づくりに関する技術

- 1)たい肥等有機質資材施用技術
- 2)緑肥作物利用技術

B 化学肥料低減技術

- 1)局所施肥技術
- 2)肥効調節型肥料施用技術
- 3)有機質肥料施用技術

C 化学農薬低減技術

- 1)温湯種子消毒技術
- 2)機械除草技術
- 3)除草用動物利用技術
- 4)生物農薬利用技術
- 5)対抗植物利用技術
- 6)抵抗性品種栽培・台木利用技術
- 7)天然物質由来農薬利用技術
- 8)土壌還元消毒技術
- 9)熱利用土壌消毒技術
- 10)光利用技術
- 11)被覆栽培技術
- 12)フェロモン剤利用技術
- 13)マルチ栽培技術

○エコファーマーになると

エコファーマーに認定されると、農業改良資金融通法の特例措置が適用されます。詳細は、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班 e-mail : miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2845
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部(「11 相談窓口」を参照)